内閣府(原子力防災担当) 令和3年6月

本報告書の位置付け

○ 国会事故調報告書を受けて政府が講じた措置については、国会法の附 則において、当分の間毎年、国会に報告書を提出しなければならない 旨規定されている。

国会法 (昭和 22 年法律第 79 号)

附則第11項

内閣は、当分の間毎年、国会に、前項の法律(注:東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法)の規定により送付を受けた東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告書を提出しなければならない。

国会事故調提言

提言1:規制当局に対する国会の監視

提言2:政府の危機管理体制の見直し

提言3:被災住民に対する政府の対応

提言4:電気事業者の監視

提言5:新しい規制組織の要件

提言6:原子力法規制の見直し

提言7:独立調査委員会の活用

※提言1、提言4の一部、提言7は国会に対する提言。

○ この文書は、東京電力福島原子力発電所事故の発生から 10 年に当たり、平成 24 年度からこれまでに国会に提出したフォローアップ報告書の概要資料を統合したものである。

目 次

「提言 2	:	政府の危機管理体制の見直し」を受けた取組	. 1
「提言 3	:	被災住民に対する政府の対応」を受けた取組	13
「提言 4	. :	電気事業者の監視」を受けた取組	32
「提言 5	; :	新しい規制組織の要件」を受けた取組	47
「提言 6	:	原子力法規制の見直し」を受けた取組	62

提言2:政府の危機管理体制の見直し

緊急時の政府、自治体、及び事業者の役割と責任を明らかにすることを含め、政府の危機管理体制に関係する制度についての抜本的な見直しを行う。

基本的な対応

- 〇 平成 24 年 9 月に、原子力災害対策本部等を拡充するとともに、原子力防災会議を設置。同年 10 月、原子力災害時に官邸を中心とした情報収集・意思決定を行う体制を確保。平成 26 年 10 月に原子力防災に係る総合調整を一元的に担う内閣府政策統括官(原子力防災担当)を設 置し、原子力防災体制を抜本的に強化。
- 〇 13 地域それぞれの「地域原子力防災協議会」の活動を通じ、地域防災計画・避難計画の具体 化等を支援。令和2年3月には、「女川地域の緊急時対応」を取りまとめ、その内容を確認。 川内地域、伊方地域、高浜地域、泊地域、玄海地域、大飯地域の「緊急時対応」は原子力防災 会議で了承済み。継続して計画を改善・強化。自然災害との複合災害も想定し、原子力総合防 災訓練を実施。
- 〇 平成 24 年 10 月に原子力災害対策指針を策定し、原子力災害対策重点区域(PAZ(原子力施設からおおむね 5 km)、UPZ(同おおむね 30 km))、緊急時活動レベル(EAL)等を設定。国と地方の役割分担を含むオフサイト対応措置を強化。緊急時モニタリング体制や原子力災害時の医療体制を強化。

提言 2 1)政府の危機管理体制の抜本的な見直しを行う。緊急時に対応できる執行力のある体制づくり、指揮命令系統の一本化を制度的に確立する。

平成 24 年度に講じた主な措置

- 〇 原子力規制委員会設置法(設置法)により改正された、原子力基本法、原子力災害対策特別措置法(原災法)等の関連法令に基づき、原子力防災に関する平時からの総合調整を行う「原子力防災会議」を設置するとともに、原子力緊急事態宣言をしたときに臨時に設置される「原子力災害対策本部」の体制を拡充※。
 - ※例:副本部長に、経済産業大臣の他、内閣官房長官、環境大臣や原子力規制委員会委員長を充当
- 設置法附則第6条第7項において大規模災害への対処に当たる政府の組織の在り方について 抜本的な見直しを行うこととされていることを踏まえ検討。

平成 25 年度に講じた主な措置

○ 政府の危機管理体制の在り方についての検討を進めるため、米国の連邦危機管理庁をはじめと する各国政府における危機管理組織体制について調査を実施。今後、この調査を基に、我が国 における最適な危機管理組織体制の在り方について検討。

平成 26 年度に講じた主な措置

(政府の危機管理組織の在り方)

○ 原子力規制委員会設置法附則、東日本大震災復興加速化のための第4次提言等における指摘を受け、「政府の危機管理組織の在り方に係る関係副大臣会合」を立ち上げ、主要各国における危機管理体制と比較しつつ、我が国における最適な危機管理体制の在り方について検討し、27年3月30日に最終報告を取りまとめた。最終報告では、平時から大きな組織を設けることに

ついては、現段階では積極的な必要性は直ちに見出しがたいとしつつ、大規模災害等が発生した非常時に、国・地方を通じた関係機関が密接・的確に連携し、持てる力を最大限に発揮できる体制を構築することが重要であり、そのための対応方策として、

- ・ 緊急災害対策本部や現地派遣職員を交代要員も含めて、十分に確保し、研修・訓練を通じて災害発生時に機能するよう備える
- ・ 市町村に派遣される各省庁の出先機関等の職員をあらかじめ特定し、国を代表する職員 とする仕組みを設け、自治体との連携を強化する
- ・ 緊急災害対策本部と原子力災害対策本部を実質的に一体的に機能させるものとし、複合 災害対策に備える

などの取組によって、大規模災害時に必要な人員・組織が機能する体制を構築することが重要であり、今後、上記取組の進捗状況や成果を検証しながら、組織体制の見直しも排除することなく、より良い危機管理対応体制を目指していく必要があるとした。

○ 原子力災害を含む大規模複合災害への対応については、情報収集、意思決定、指示・調整の一元化を図るという基本方針に基づき、緊急災害対策本部事務局及び原子力災害対策本部事務局において具体的な連携を進めている。

具体的には、複合災害(特に原子力災害)を想定し、以下の対策を講じることとしている。

- ・ 初動対応において、緊急災害対策本部と原子力災害対策本部の合同会議を開催
- ・ 両本部の情報共有ネットワークの相互導入などハード整備、リエゾン相互派遣を実施
- ・ 両現地対策本部の緊密な連携による情報共有等
- · 実動組織の調整、被災者支援等において両本部が一元的な事務の実施
- ・ 複合災害の発生を想定した訓練を通じた関係機関間の連携の強化

(政府の原子力防災体制の強化)

〇 26 年 10 月 14 日に、関係省庁、関係自治体等との平時及び有事における原子力防災に係る総合調整を一元的に担う組織として内閣府政策統括官(原子力防災担当)を設置。加えて、担当職員も約 50 人に増員し、政府の原子力防災に係る体制を抜本的に強化。

平成 27 年度に講じた主な措置

(政府の危機管理組織の在り方・政府の原子力防災体制の強化)

- 〇 原子力規制委員会設置法附則第6条第7項や、東日本大震災復興加速化のための第4次提言等 を踏まえて平成26年8月に立ち上げた「政府の危機管理組織の在り方に係る関係副大臣会合」 が平成27年3月30日に取りまとめた「政府の危機管理組織の在り方について(最終報告)」 を踏まえ、
 - (1) 平成27年7月7日に防災基本計画を修正し、「複合災害対策の強化」として、緊急 災害対策本部と原子力災害対策本部の合同開催や情報連絡員の相互派遣等、両本部間の 連携の強化、一体的運営に係る対策等について規定した。具体的には、
 - ・ 両本部が相互に情報連絡要員を派遣し、システムを相互利用することなどにより、 両本部の情報収集の一元化を図る
 - ・ 両本部の合同会議を開催することにより、両本部の意思決定の一元化を図る

- ・ 緊急災害対策本部が避難等のための輸送等の調整や通常の被災者支援を一元的に実施することや、原子力災害対策本部が緊急災害対策本部に対して放射線防護対策に関する助言・支援を実施することなどにより、両本部の指示・調整の一元化を図ることを規定した。
- (2) 平成27年11月8日に実施した「平成27年度原子力総合防災訓練」においては、地震と原子力発電所事故の複合災害を想定し、地震による非常災害対策本部と原子力事故対策本部との合同会議及び原子力災害対策本部との合同会議を実施し、両本部間の連携を検証した。また非常災害対策本部と原子力事故対策本部の合同会議においては、県庁とのテレビ会議により、現地との連携についても確認した。更に、両本部の事務局レベルにおいても、事態の進展に応じた避難支援等の観点から、一体的な運営を行う訓練を実施し、対応力の向上に努めた。

(原子力災害対策指針等)

- 〇 東京電力福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策、UPZ外における防護措置の実施方策 や予測的手法の記載の削除等について、平成27年4月に原子力災害対策指針を改正した。
- 〇 また、原子力災害時医療の実施体制について、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関等からなる体制へ充実・強化を図るため、原子力災害に対応する医療機関や国、立地道府県等及び事業者の役割、原子力災害時医療に関係する者に対する研修・訓練等、原子力災害と自然災害との複合災害を見据えた連携、避難退域時における検査及び除染等の具体化について、平成27年8月に同指針を改正した。併せて、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターを指定した。
- 〇 このほか、平成 28 年 3 月 29 日、原子力災害事前対策等に関する検討チームにおいて核燃料 施設等に係る原子力災害対策の在り方に関する検討を開始した。

平成 28 年度に講じた主な措置

(関連白書等:防災白書、原子力規制委員会年次報告)

(政府の危機管理組織の在り方・政府の原子力防災体制の強化)

- 11 月 13, 14 日に、北海道電力泊発電所を対象として、地震・津波と原子力発電所事故の複合 災害を想定した平成 28 年度原子力総合防災訓練を実施し、非常災害対策本部と原子力災害対 策本部との合同会議を実施するなど、両本部間の連携の検証等を行った。
- 〇 原子力災害時の政府一体としての具体的な対応体制、応急対策の実施における関係省庁の連携等の活動要領を規定している原子力災害対策マニュアルについて、複合災害対策を強化するために平成27年度に行った防災基本計画の修正等を踏まえて、12月7日に改訂を行った。

(原子力災害対策指針等)

- 〇 実用発電用原子炉の緊急時活動レベル(EAL)の見直し及び核燃料施設等の EAL の設定についての考え方(骨子)を原子力規制委員会(平成29年3月8日)で取りまとめた。
- 原子力災害時医療の実施体制の充実・強化のため、高度被ばく医療支援センターの5施設との 緊密な連携を図るなどのネットワーク構築の推進や、教育・研修環境の整備・充実を図った。
- 医療対応に係るマニュアルについては、安定ヨウ素剤の配布・服用や避難退域時検査・簡易除 染に係るものについて改正を行うとともに、新たに原子力災害医療派遣チームの運用について 具体化するため、「原子力災害医療チーム派遣活動要領」を平成29年3月29日に策定した。

平成 29 年度に講じた主な措置

(関連白書等:防災白書、原子力規制委員会年次報告)

(政府の危機管理組織の在り方・政府の原子力防災体制の強化)

- 〇 9月3,4日に九州電力玄海原子力発電所を対象に、地震、波浪及び原子力災害の複合災害を 想定した平成29年度原子力総合防災訓練を実施し、非常災害対策本部と原子力災害対策本部 との合同会議^{**}を行うなど、自然災害への対応との連携について検証した。
 - ※突発的に実施された北朝鮮の核実験への対処を優先するため、官邸で実施する訓練は場所等を変更
- 〇 原子力災害時の政府一体としての具体的な対応体制等の活動要領を規定している原子力災害対策マニュアルを、7月5日の原子力災害対策指針の改正等を踏まえ、12月26日に改訂した。

(原子力災害対策指針等)

- 平成 29 年 3 月の核燃料施設に係る指針改正に伴い、原子力事業者防災業務計画の作成等に際 し協議が必要となる関係周辺都道府県知事の要件に関し、原災法施行令を改正して 7 月 7 日に 施行するとともに、対象都道府県を指定する告示を制定した。
- 〇 実用発電用原子炉施設の緊急時活動レベル(EAL)の見直し及び核燃料施設等の EAL の設定について、「緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合」を踏まえて7月5日に原子力災害対策指針と関係規制等を改正し、10月30日に施行した。
- 原子力災害時の医療体制の整備については、全国及び地域原子力災害時医療連携推進協議会などを通じて関係医療機関の医療従事者と意見交換を行うとともに、11 月に原子力規制委員会委員による弘前大学、福島県立医科大学、広島大学及び長崎大学の視察並びに関係者との意見交換を実施した。支援センターの事務局長による会議等を踏まえ、「原子力災害拠点病院等の施設要件」の見直しを検討している。

平成30年度に講じた主な措置

(関連白書等:防災白書、原子力規制委員会年次報告)

(政府の危機管理組織の在り方・政府の原子力防災体制の強化)

- 〇 8月25,26日に、大飯発電所及び高浜発電所を対象に、自然災害及び原子力災害の複合災害を想定した平成30年度原子力総合防災訓練を実施し、非常災害対策本部と原子力災害対策本部との合同会議を行うなど、自然災害への対応との連携について検証した。
- 〇 7月25日の原子力災害対策指針の改正等を踏まえ、原子力災害時の政府一体としての具体的な対応体制等の活動要領を規定している原子力災害対策マニュアルを、平成31年3月29日に改訂した。
- 万が一原子力災害が発生し災害対応が長期化した際の対応については、原子力被災者への支援 に係る諸課題の抽出等を、関係省庁と連携しながら進めている。

(原子力災害対策指針等)

- 〇 第 36 回原子力規制委員会(平成 30 年 10 月 17 日)において、原子力災害発生初期における 防護戦略を策定するための「原子力災害事前対策の策定において参照すべき線量のめやすにつ いて」を取りまとめた。
- 〇 原子力災害時の医療体制の整備については、「原子力災害拠点病院等の施設要件」に関する指定施設の現状確認、関係者との意見交換、支援センターの事務局長による会議等を踏まえ、「原子力災害拠点病院等の施設要件」を改正し、原子力規制委員会は、新たに「基幹高度被ばく医療支援センター」として量子科学技術研究開発機構を指定した。

〇 「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」のガイドラインについては、平成 30 年度に計 3 回 の「安定ヨウ素剤の服用等に関する検討チーム」会合を開催し、改訂に向けた検討を行った。

令和元年度に講じた主な措置

(関連白書等:防災白書、原子力規制委員会年次報告)

(政府の危機管理組織の在り方・政府の原子力防災体制の強化)

- 11月8日~10日に、島根原子力発電所を対象に、原子力総合防災訓練としては初めて3日間に渡り令和元年度原子力総合防災訓練を実施し、非常災害対策本部と原子力災害対策本部との合同会議を行うなど、自然災害への対応との連携について検証した。「島根地域の緊急時対応」の取りまとめに向けて、県・市の避難計画に基づく事態の進展に応じた段階的な防護措置を実施・検証し、その実効性を確認した。
- 原子力災害対応体制の充実のため、原子力災害対策本部の要員の2交代制を導入した。
- 令和2年3月30日に、国際原子力機関(IAEA)の総合規制評価サービス(IRRS)の指摘を踏まえ、原子力規制委員会は、核燃料物質等のみならず、核原料物質、放射性同位元素を含め、陸上輸送に伴い災害等が発生した場合の初動対応を明確化するためのマニュアルを整備した。原子力災害時の医療体制の整備については、4月に基幹高度被ばく医療支援センターの指定を受けた国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構のほか、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの指定を受けた4大学と緊密に連携を図るとともに、原子力災害医療関係機関のネットワークの構築を進めた。

(原子力災害対策指針等)

- 7月3日に原子力災害対策指針及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」を改正し、安定 ヨウ素剤の適切な服用のタイミング及び服用を優先すべき者への配慮に関する内容や、薬剤師 会会員が所属する薬局等での配布を可能とすることなどを示した。
- 〇 平成 30 年度に実施した原子力事業者防災訓練の結果見出された事項など、複数の課題を整理 した上で、原子力事業者が緊急事態区分に該当する状況にあるか否かを判断する緊急時活動レ ベル(EAL)を見直すこととし、令和元年度第 61 回原子力規制委員会(令和2年2月5日) において、原子力災害対策指針及び関係規則等の改正を決定した。

令和2年度に講じた主な措置

(関連白書等:防災白書、原子力規制委員会年次報告)

(新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症流行下における防護措置)

○ 感染症流行下における防護措置について令和2年6月2日に「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方について」を公表し、令和2年11月2日に「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドラインについて」を発出した。

(地域防災計画・避難計画の策定支援等)

〇 令和2年6月及び令和3年1月に開催した原子力防災会議において、それぞれ「女川地域の緊急時対応」及び「美浜地域の緊急時対応」が原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることを了承した。また、地域の緊急時対応への感染症対策を順次反映している。(泊地域、女川地域、美浜地域、大飯地域、高浜地域及び伊方地域は反映済み。

提言2 2)放射能の放出に伴う発電所外(オフサイト)の対応措置は、住民の健康と安全を第一に、政府及び自治体が中心となって、政府の危機管理機能のもとに役割分担を行い実施する。

平成 24 年度に講じた主な措置

- 原子力災害対策指針を策定し、緊急時に状況に応じて国、地方公共団体がそれぞれ採るべきモニタリング、防護措置等を示したほか、避難等の防護措置を講じる区域が広範囲になることを踏まえてオフサイト対応に関する措置を強化^{**}。
 - ※例:即時避難を実施するためのPAZ(おおむね5kmを目安)、状況に応じて避難等を実施するためのUPZ(おおむね30kmを目安)などを設定
- 〇 原子力災害対策指針に基づく地域防災計画については、平成25年4月末時点で、対象となる 地方公共団体のうちの約4分の3が策定を終えており、引き続き地方公共団体の取組を支援し ていく。

平成 25 年度に講じた主な措置

- 原子力災害対策指針を 25 年 2 月、6 月、9 月に改定し、①避難を含めた防護措置の判断基準 (EAL (Emergency Action Level)・OIL (Operational Intervention Level))、②安定ョウ 素剤の配付・服用方法、緊急時モニタリングの詳細、③新規制基準を踏まえた EAL を規定。 また、安定ョウ素剤の配付・服用、緊急時モニタリングについて解説を公表。
- 〇 避難計画や要援護者対策の具体化等を進めるに当たって、自治体のみでは解決が困難な対策について、国として積極的に対応していくという観点から、25 年 9 月 3 日の原子力防災会議で「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」を決定し、13 地域*ごとにワーキングチームを設置。また、地域防災計画作成マニュアルの改定や防災資機材整備に対する財政的支援を実施。※泊、東通、女川、福島、東海、柏崎刈羽、志賀、福井、浜岡、島根、伊方、玄海、川内
- 〇 この結果、26年3月末現在で、地域防災計画は、対象となる21道府県の全てと135市町村のうち123市町村において策定済み。また、避難計画については、71市町村が計画を策定済みであり、特に、泊、福井、島根、伊方、玄海、川内の6地域はほぼ策定済み。避難計画が未策定の自治体については、避難経路としてどのルートを使うのか、どのような単位でどこへ避難していただくのか等について調整に時間を要しているが、暫定的な計画や広域避難指針の策定などの取組も進展。引き続き、関係省庁を挙げて、関係自治体の地域防災計画・避難計画の策定・充実化に対応していく。
- 原子力災害対策特別措置法に基づき、九州電力(株)川内原子力発電所を対象に、国、地方自 治体、事業者の合同での原子力総合防災訓練[※]を実施。
 - ※実際の災害場面に近似させるよう事故シナリオを進展させ、実時間での状況判断等を訓練
- O 防災訓練等を通じて抽出された課題・教訓を生かし、必要に応じて原子力災害対策マニュアル 等を修正・改定するとともに、原子力防災体制の継続的な充実・強化を図る。

平成 26 年度に講じた主な措置

(地域防災計画・避難計画の策定支援)

O 25 年 9 月 3 日の原子力防災会議決定に基づき、原発所在地域ごとにワーキングチームを設置 し、関係省庁が関係自治体と一体となって地域の防災体制の充実・強化に取り組んでいる。

- 〇 地域防災計画(原子力災害対策編)は、対象 21 道府県全てにおいて策定済み、135 市町村の うち 127 市町村において策定済み。避難計画は、86 市町村において策定済み。(27 年 3 月末 現在)
- 〇 鹿児島県川内地域の緊急時の対応については、26年9月、関係省庁、鹿児島県及び関係市町が 出席したワーキングチームにおいて確認、確認結果を原子力防災会議に報告し了承。今後、他 の地域の緊急時対応についても、順次、同様の確認を行う。
- 〇 また、ワーキングチームの名称を「地域原子力防災協議会」と変更するとともに、同協議会の 役割として、これまでの地域防災計画策定の支援等(Plan)に加え、効果的な防災訓練の実施 (Do)、訓練結果からの反省点の抽出(Check)、更なる計画等の改善(Action)を追加し、 各地域の原子力防災対策の継続的な充実強化を実現する PDCA サイクルを新たに導入。さら に、27年3月の中央防災会議(持ち回り開催)において、災害対策基本法に基づく国の防災基 本計画を修正し、これらの取組を同計画に明確に位置付けた。

(原子力災害対策指針)

〇 原子力災害対策指針については、26 年 10 月以降、原子力災害事前対策等に関する検討チーム を開催し、原子力災害対策指針に挙げられた検討課題について、科学的・専門的な検討を進め てきた。検討結果を踏まえ、27 年 3 月 5 日から 27 年 4 月 5 日までパブリックコメントを実施 し、27 年 4 月 22 日に同指針を改定した。

(緊急時モニタリング体制の充実・強化)

- 原子力災害対策指針に基づく、実効性のある緊急時モニタリングを実施するため、原子力規制 委員会は「緊急時モニタリングに係る動員計画」を策定するなど、緊急時モニタリング体制の 充実・強化を図った。
- 〇 また、原子力発電所周辺地域における緊急時モニタリング体制の充実・強化のため、地方放射線モニタリング対策官事務所を新たに茨城県、福井県・大飯高浜地域、愛媛県、佐賀県及び鹿児島県に設置した。
- このほか、緊急時モニタリング結果の集約、関係者間での共有及び公表を迅速に行うことが可能な「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」について、平成 27 年度からの試験運用に向けた準備を行っている。

平成 27 年度に講じた主な措置

(地域防災計画・避難計画の策定支援)

- 平成 27 年 3 月、地方公共団体における地域防災計画・避難計画の策定を支援するため、原子力発電所が立地する 13 地域ごとに設置しているワーキングチームの名称を「地域原子力防災協議会」に変更した。政府としては、この地域原子力防災協議会の活動を通じ、関係地方公共団体と一体になって避難計画の策定支援や広域調整、国の実動組織の支援等について検討し、同協議会で地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を支援するとともに、具体化・充実化が図られた地域については「緊急時対応」を取りまとめ、これが原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることを確認することとした。
- 〇 地域原子力防災協議会の活動として、①地域防災計画・避難計画の策定支援・確認に加えて、 ②防災訓練の実施、③訓練結果からの反省点の抽出、④更なる計画等の改善を柱とする PDCA サイクルの導入を行った。また、政府として、これらの仕組みを明確にするため、同年 3 月に 防災基本計画を改正した。

- 〇 地域防災計画は、対象となる 21 道府県全てにおいて策定済みであり、135 市町村のうち 130 市町村において策定済みである。また、避難計画については、99 市町村について策定済みである。 (平成 28 年 3 月末現在)
- 〇 これまでに原子力防災会議において、平成26年9月に川内地域、平成27年10月に伊方地域、 同年12月に高浜地域のそれぞれについて地域防災計画・避難計画を含む緊急時対応が具体的 かつ合理的であることが了承された。今後、その他の地域ついても、順次、同様の取組を行う こととしている。
- 平成 27 年 11 月、緊急時対応を取りまとめた伊方地域について、四国電力伊方発電所を対象として自然災害及び原子力災害の複合災害を想定した原子力総合防災訓練を行った。同訓練においては、①迅速な初動体制の確立、②中央と現地組織の連携による避難計画等に係る意思決定、③全面緊急事態を受けた実動訓練を実施した。また本訓練を通じて、各拠点間の情報共有にかかるシステムの充実等を課題として抽出した。現在、各拠点間の危機管理時における情報共有のシステムの整備等改善のための取り組みを開始したところ。
- 〇 地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を進めるため、平成 28 年度当初予算及び平成 27 年度補正予算を措置し、地方公共団体が行う防災活動に必要な放射線測定器、防護服等の資機材の整備の支援などを行っている。特に、重要性が高い要配慮者等の屋内退避施設への放射線防護対策の実施や、平成 27 年8月の原子力災害対策指針の改正に沿った原子力災害医療体制の整備に重点を置いて支援を行っている。また、平成 27 年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015 について」においては、「避難計画の策定、訓練の実施、道路整備等による避難経路の確保など原子力災害・モニタリング対策の充実・強化を引き続き推進する。」としている。

(緊急時モニタリング体制の充実・強化)

- 〇 原子力災害対策指針に基づく実効性のある緊急時モニタリングを行うため、平成27年7月に、 愛媛地方放射線モニタリング対策官事務所に地方放射線モニタリング対策官を増員し、現地に おける緊急時モニタリング体制の強化を図った。
- 〇 緊急時モニタリング結果の集約、関係者間での共有及び公表を迅速に行うことが可能な「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」について、平成27年6月から運用を開始した。

平成 28 年度に講じた主な措置

(関連白書等:防災白書、原子力規制委員会年次報告)

(地域防災計画・避難計画の策定支援)

- 〇 9月2日に泊地域原子力防災協議会において「泊地域の緊急時対応」が、11月22日に玄海地域原子力防災協議会において「玄海地域の緊急時対応」が確認され、原子力防災会議でそれらの確認結果が了承された。7月14日には、平成27年度の原子力総合防災訓練の教訓事項等を踏まえ、伊方地域原子力防災協議会において「伊方地域の緊急時対応」を改定した。
- 〇 平成 28 年度原子力総合防災訓練は、「泊地域の緊急時対応」に基づく避難計画の実効性を更に向上させることを狙いとして、地震・津波災害と原子力災害との複合災害を想定し、事態の進展に応じた住民避難等に係る意思決定や実動の訓練を実施した。また、冬季の厳しい暴風雪の発生を想定し、除雪や避難の手順等を確認する要素訓練を平成 29 年 2 月 4 日に実施した。
- 〇 「経済財政運営と改革の基本方針 2016」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)においては、「原子力災害対策については、避難計画の策定、訓練や研修等の人材育成の体制整備、道路整備等による避難経路の確保、放射線防護施設の整備等の充実・強化を推進する。」とした。これを踏

まえ、関係省庁が連携し、継続的な充実・強化を進めていくこととなった。第2次補正予算では、放射線防護対策施設に対する支援や避難経路の状況等の調査研究を行っている。また、平成 29 年度当初予算では、地方公共団体が行う防災活動に必要な放射線測定器、防護服等の資機材の整備等の支援などを行うこととしている。

(緊急時モニタリング体制の充実・強化)

- 放射性ヨウ素のモニタリング体制の具体化等を図るため、「緊急時モニタリングについて(原子力災害対策指針補足参考資料)」を9月26日に改正し、公表した。
- このほか、緊急時モニタリング結果を集約し、関係者間で迅速に共有及び公表を行うことが可能な「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」について、平成 28 年度原子力総合防災訓練等の各種訓練において、運用の向上を図った。

平成 29 年度に講じた主な措置

(関連白書等:防災白書、原子力規制委員会年次報告)

(地域防災計画・避難計画の策定支援)

- 〇 10月25日に福井地域原子力防災協議会において「大飯地域の緊急時対応」を確認し、原子力 防災会議で確認結果を了承した。また、同協議会で「高浜地域の緊急時対応」を改定した。12 月21日には、泊地域原子力防災協議会において「泊地域の緊急時対応」を改定し、平成30年 3月26日には、川内地域原子力防災協議会において「川内地域の緊急時対応」を改定した。
- 〇 平成 30 年3月 20 日に、道府県が主体となる訓練の企画、実施及び評価までの訓練全般における 基本的な指針となる「原子力防災訓練の企画、実施及び評価のためのガイダンス」を策定し、道府県 に周知した。
- 〇 「経済財政運営と改革の基本方針 2017」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)においては、「原子力災害対策については、避難計画の策定、訓練や研修等による人材育成、道路整備等による避難経路の確保、放射線防護施設の整備などの充実・強化を推進する。」とした。これを踏まえ、関係省庁が連携し、継続的な充実・強化を進めていくこととなった。平成 29 年度補正予算における事業として、放射線防護事業や避難経路の充実・強化を図るための調査研究を行っている。平成 30 年度予算における事業として、地方公共団体が行う防災活動に必要な放射線測定器、防護服等の資機材の整備、原子力災害時の避難円滑化対策等の支援を行うこととしている。

(緊急時モニタリング体制の充実・強化)

- 4月に宮城地方、大阪地方及び島根地方放射線モニタリング対策官事務所を開設した。7月の原子力規制庁の組織改編により、地方放射線モニタリング対策官事務所を原子力規制事務所に統合、地方放射線モニタリング対策官を廃止し、新たに上席放射線防災専門官を配置した。
- このほか、各種訓練において、緊急時モニタリング結果を集約し、関係者間で迅速に共有・公表を行うことが可能な「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」を活用するなど、 運用の向上を図った。

平成30年度に講じた主な措置

(関連白書等:防災白書、原子力規制委員会年次報告)

(地域防災計画・避難計画の策定支援)

〇 平成31年1月9日に、玄海地域原子力防災協議会において「玄海地域の緊急時対応」を改定 した。同年2月12日には、伊方地域原子力防災協議会において「伊方地域の緊急時対応」を 改定した。 ○ 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)においては、「原子力災害については、避難計画の策定、訓練研修による人材育成、道路整備等による避難経路の確保、モデル実証事業等による避難の円滑化、放射線防護施設整備、原子力災害医療の質の向上などの対策を進め、防災体制の充実・強化を図る。」とした。これを踏まえ、関係省庁が連携し、継続的な防災体制の充実・強化を進めていくこととなった。平成 30 年度第 2 次補正予算における事業として、放射線防護対策等事業などを行っている。令和元年度予算における事業として、地方公共団体が行う防災活動に必要な放射線測定器、防護服等の資機材の整備、原子力災害時の避難円滑化対策等の支援を行うこととしている。

(緊急時モニタリング体制の充実・強化)

- 各種訓練において、緊急時モニタリング結果を集約し、関係者間で迅速に共有・公表を行うことが可能な「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」を活用するなど、運用の向上を図った。
- 〇 平成30年北海道胆振東部地震による停電等により原子力事故の緊急時防護措置用等のモニタリングポストに一部不具合が発生したことを踏まえ、道府県の所有するモニタリングポストについて、災害時のモニタリング機能の維持に必要な電源及び通信の多重化等の対応方策を、令和2年度までを目途に実施することとした。

令和元年度に講じた主な措置

(関連白書等:防災白書、原子力規制委員会年次報告)

(地域防災計画・避難計画の策定支援等)

- 〇 令和2年3月25日に、女川地域原子力防災協議会において「女川地域の緊急時対応」を取り まとめ、その内容を確認した。
- 〇 UPZにおいて、緊急配布の受取の負担を考慮した場合、事前配布によって避難等が一層円滑になると想定される住民等に対する地方自治体の判断による安定ョウ素剤の事前配布の取組等を推進することとした。
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2019」(令和元年 6 月 21 日閣議決定)においては、「原子力災害に対しては、避難計画の策定、訓練研修による人材育成、道路整備等による避難経路の確保、モデル実証事業等による避難の円滑化、放射線防護施設整備、原子力災害医療の質の向上などの対策を進め、防災体制の充実・強化を図る。」とした。これを踏まえ、関係省庁が連携し、継続的な防災体制の充実・強化を進めていくこととなった。令和元年度第 1 次補正予算における事業として、放射線防護対策等事業などを行った。令和 2 年度予算における事業として、地方公共団体が行う防災活動に必要な放射線測定器、防護服等の資機材の整備、原子力災害時の避難円滑化対策等の支援を行うこととしている。

(住民の段階的な防護措置や長期化対応に係る訓練・研修の強化)

- 北海道との共催により、雪害が発生する中で北海道電力泊原子力発電所の事故を想定した、ブラインド訓練を実施した。
- 原子力防災に係る人材育成については、国や自治体の職員等向けの研修として、体系的に人材育成を推進すべく、基礎的な研修から、国や自治体の対策本部等において中心的役割を担う人材向けの研修、自治体の実務担当者向けの研修等、様々な研修を実施した。
- 万が一原子力災害が発生し災害対応が長期化した際の対応については、原子力被災者への支援 に係る諸課題の抽出等を、関係省庁と連携しながら進めているとともに、12月に長期化対応の 研修を、令和2年2月に訓練を実施した。

(緊急時モニタリング体制の充実・強化)

○ 各種訓練において、緊急時モニタリング結果を集約し、関係者間で迅速に共有・公表を行うことが可能な「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」を活用するなど、運用の向上を図った。

令和2年度に講じた主な措置

(関連白書等:防災白書、原子力規制委員会年次報告)

(原子力防災に関する訓練・研修)

○ 新型コロナウイルス感染症拡大を考慮し、要員を半数以下にする等の措置を行った上での訓練の実施や、遠隔開催や人数を抑えた上で研修を実施した。

(原子力災害対策指針等)

〇 特定重大事故等対処施設の運用開始を見据えた EAL の見直しを含めた原子力災害対策指針の 改正や、令和元年度に実施した原子力総合防災訓練の教訓事項等を踏まえ、原子力災害対策マ ニュアルを改訂した。 提言2 3)事故時における発電所内(オンサイト)での対応(止める、冷やす、閉じ込める)については第一義的に事業者の責任とし、政治家による場当たり的な指示・介入を防ぐ仕組みとする。

平成 24 年度に講じた主な措置

- 原災法の改正により原子力災害対策本部における役割分担が明確化[※]。 ※例: <オンサイト>技術的、専門的知見に基づいて原子力規制委員会が対応 <オフサイト>本部長(内閣総理大臣)指示に基づき関係行政機関等が対応
- 〇 原災法対象事業者は原子力事業者防災業務計画をその見直しの期限である平成 25 年 3 月 18 日までに修正しており、今後も、様々な防災訓練等を通じて、事故対応体制を見直し、不断に 防災体制の強化を図っていくことが必要。